

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成27年7月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500381 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500012 号

第1 結論

請求者のA社における平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額を 30 万円に訂正することが必要である。

平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基 础 年 金 番 号 :

生 年 月 日 : 昭和 46 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 7 月 16 日

年金事務所からのお知らせにより、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていますことを知った。支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を調査し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の平成 16 年 7 月 16 日を支給日とする「賞与統計表（2）」により、請求期間において、請求者は、賞与（30 万 700 円）の支払を受け、標準賞与額（30 万円）に基づく厚生年金保険料（1 万 6,470 円）を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。